

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年8月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900012号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900017号

第1 結論

請求期間のうち、昭和49年*月から同年9月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和49年*月から昭和61年3月まで

私の父は、A県のB町役場で私の国民年金の加入手続を行い、私の昭和50年7月以降の海外留学期間を含めて母が地区の役員の方に請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた。

また、私は請求期間中の昭和59年に婚姻しており、婚姻後の妻の保険料も私の母が納付していた。婚姻直後の妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料の納付記録がないのは理解できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち昭和49年*月から同年9月までの期間については、A県B町で作成された請求者に係る国民年金被保険者名簿兼検認カード(以下「被保険者名簿」という。)、日本年金機構が保有する国民年金被保険者台帳及び社会保険オンラインシステムの記録によると、当該期間の国民年金保険料は同年9月25日に納付された後、同年12月に還付され、国民年金被保険者台帳の備考欄には「公的年金取下 50.1.10」と記載されており、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)Cが取り消されていることが確認できるものの、日本年金機構D事務センターは、「公的年金取下」の意味及び当該期間の国民年金保険料が還付され、国民年金番号Cが取り消された理由は不明であると回答している。

また、請求者は、上記の期間において、B町に住所を置いていることが戸籍の附票により確認でき、請求者から提出されたパスポート及びE入国管理局による請求者の出入国記録によっても日本国内を本拠としていたことが確認できるほか、当該期間当時は留学の準備のため専門学校へ通学し、又はアルバイト等をしていたと陳述している上、オンライン記録においても請

求者が被用者年金制度に加入していた形跡は見当たらない。

これらのことから、昭和 49 年 * 月から同年 9 月までの期間は、国民年金の強制加入被保険者として取り扱われるべき期間であり、当該期間の保険料を還付し、請求者の国民年金番号 C を取り消す合理的な理由は見当たらず、当該期間の保険料は誤還付であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和 49 年 * 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち昭和 49 年 10 月から昭和 61 年 3 月までの期間については、前述のとおり、請求者の国民年金番号 C は取り消されているほか、戸籍の附票により、請求者は昭和 49 年 12 月 10 日から昭和 50 年 5 月 12 日まで A 県 F 町に住所を置いていたことが確認できることから、この間、請求者の母親が B 町で国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の妻については、昭和 51 年 6 月頃に G 県 H 町（現在は、I 市）において国民年金番号が払い出され、請求期間のうち婚姻後の昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの保険料は B 町で納付されていることが請求者の妻に係る被保険者名簿で確認できるものの、請求者には、国民年金の被保険者資格取得日を昭和 61 年 4 月 1 日として、請求期間後の同年 7 月頃に国民年金番号 J が新たに払い出されている上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、C 及び J の他に請求者に対して国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間のうち昭和 49 年 10 月から昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち昭和 49 年 10 月から昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900174号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900018号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年*月から平成3年3月まで
② 平成10年4月から平成13年11月まで
③ 平成14年10月から平成18年12月まで
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

私は、これまで9回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料を納めていたことは間違いはない。

オンライン記録に頼らない精査を行い、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、i) オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃の国民年金保険料の納付場所であったとするコンビニエンスストアでは、当時、国民年金保険料を納付(コンビニエンスストアでの納付は、平成16

年2月開始) することはできないこと、iv) 請求期間は合計で*か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで9回通知されている。

今回、請求者は、これまでと同様、請求期間の国民年金保険料を納めてきたことは間違いなしとして、10回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料の納付に関して新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900181号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900019号

第1 結論

昭和58年8月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 : .
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年8月から同年12月まで

私は、昭和58年7月にA社を退職し、同年9月頃にB市C区役所又はD区役所で国民年金の加入手続を行ったように記憶しているが、保険料の納付に関しては全く記憶にない。当時、私は無職だったため、母が請求期間の保険料を納付してくれたかも知れないが、母から話を聞くことはできない状態である。

しかし、加入手続を行い、しっかりと納付義務を果たしてきたつもりなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、これまでに交付された年金手帳は1冊のみであるとしているところ、請求者が所持する当該年金手帳には、請求者が請求期間後に居住していたとするE市において払い出された国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が記載され、初めて被保険者となった日は昭和61年4月1日と記載されている。

また、上記年金手帳に記載された国民年金番号に係るオンライン記録によると、請求者は、昭和61年4月1日に第3号被保険者として国民年金被保険者資格を初めて取得し、その入力処理は、昭和61年6月5日に行われていることが確認できる。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号以外に請求者に係る別の国民年金番号は見当たらない。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続は、E市において、昭和61年度当初に国民年金の第3号被保険者資格を取得するために初めて行われたことが推認でき、昭和58年9月頃にB市の区役所で国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない上、請求期間は国民年金に未加入の期間とされていることから、保険料を納付することができない期間である。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。